

福岡県公報

令和六年十月一日
第五百三十五号
増刊 ②

目次

規則(第四十二号)

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

告示(第六百三十号)

○福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約

規則

規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十二号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の七の五第二号ハ中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改める。

第六十五条第一項第一号の表福岡県子ども審議会の項中「子どもの貧困対策の推進に関する法律第九條第一項」を「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十條第一項」に、「子どもの貧困対策に」を「子どもの貧困の解消に向けた対策に」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第六百三十号

福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約を次のように定める。

令和六年十月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 福岡県(以下「甲」という。)は、芦屋港活性化推進区域内の施設(以下「委託施設」という。)の管理及び運営並びに使用料等に関する次に掲げる事務を遠賀郡芦屋町(以下「乙」という。)に委託する。

- 一 委託施設の維持、保守その他委託施設の管理に関する事務
- 二 委託施設の利用の承認その他委託施設の運営に関する事務
- 三 委託施設の使用料等の制定、徴収及び収納に関する事務
- 四 委託施設を滅失し、又は損傷した者への原状回復又は損害賠償の請求に関する事務
- 五 その他前各号に附帯する事務

2 前項の芦屋港活性化推進区域とは、芦屋港の活性化を推進する区域として、甲と乙が協議して定める区域(以下「活性化区域」という。)をいう。

3 第一項の規定にかかわらず、委託施設の大規模補修に関する事務については、別途甲と乙において協議を行うものとする。

(管理及び執行の方法)

第二条 甲が前条第一項の規定により乙に委託する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定を遵守するとともに、乙の条例、規則その他の規程(以下「町条例等」という。)の定めるところによるものとする。

2 前項の規定により委託施設の管理及び執行に当たっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定によ

り乙が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第八条第一項の規定により乙が選定する民間事業者（以下「選定事業者」という。）に行わせることを妨げないものとする。

（協議）

第三条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

- 一 委託施設の全部又は一部の供用を休止しようとするとき。
- 二 委託施設の修繕（軽微なものを除く。）又は形質の変更をしようとするとき。
- 三 委託事務の管理及び執行について適用される町条例等を制定し、又は改廃しようとするとき。

四 委託施設について、自治法第二百四十四条の二第九項の規定による利用料金の承認をしようとするとき。

五 活性化区域において、民間資金法に基づく特定事業を実施し、又は公共施設等運営権を設定しようとするとき。

六 活性化区域において、委託施設を公共用又は公益事業の用以外の目的で特定の第三者に使用させ、又は貸し付けようとするとき。

（経費の負担）

第四条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が負担するものとする。

（使用料等の収入）

第五条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、すべて乙の収入とする。ただし、乙が指定管理者を指定する場合には自治法第二百四十四条の二第八項の規定により利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができるものとし、乙が選定事業者を選定し、かつ、民間資金法第十六条の規定により当該選定事業者が公共施設等運営権を設定する場合には、同法第二十三条第一項の規定により利用料金を当該選定事業者の収入として收受させるものとする。

（予算の計上）

第六条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

（決算の通知）

第七条 乙は、自治法第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（報告）

第八条 乙は、毎年度終了後遅滞なく、委託事務報告書及び使用料等減免報告書を甲に提出するものとする。

2 乙は、天災その他の事由により、委託施設が滅失し、荒廃し、き損し、又はそれらのおそれを予見したときは、直ちに甲に通知し、両者協議の上、対策を講ずるものとする。

（損害賠償）

第九条 乙が善良な管理者の注意を怠り、委託施設を滅失し、又はき損したときは、乙は、速やかに原状を回復し、又はその損害を賠償するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によると認められる場合は、この限りでない。

（連絡会議）

第十条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と定期に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の申出がある場合には、臨時に会議を開くことができる。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第十一条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される町条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに当該町条例等を甲に通知しなければならない。

（その他）

第十二条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和七年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、この規約の告示の日から施行する。

（準備行為）

2 委託事務に係る準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。